

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与について、車いす等その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具は、原則として介護保険給付の対象外となります。

ただし、基本調査票の結果を用いて判断し給付対象となる場合や、医学的な所見に基づき作成したケアマネジメント等を保険者が確認の上、その要否を判断した場合には、例外的に保険給付として算定できます。

1. 対象種目及び算定可能な状態像

直近の認定調査票の結果により確認。下記に該当する場合は、町への確認依頼を行う必要はありません。
ただし、判断した根拠がわかるよう書類を整備したうえで、計画書と併せて保存してください。

（表1）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（利用者等告示第31号のイ）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者イ	対象者に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの	基本調査 1-7「歩行」⇒「3.できない」 該当項目なし※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4「起き上がり」⇒「3.できない」 基本調査 1-3「寝返り」⇒「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3「寝返り」⇒「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者	次のいずれかに該当する ①基本調査 3-1「意思の伝達」⇒「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ②基本調査 3-2～3-7 のいずれか⇒「2.できない」 ③基本調査 3-8～4-15 のいずれか⇒「1.ない」以外 ④主治医意見書において、認知症の症状がある旨の記載がされている場合 基本調査 2-2「移動」⇒「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8「立ち上がり」⇒「3.できない」 基本調査 2-1「移乗」⇒「3.一部介助」又は「4.全介助」 該当項目なし※
カ 自動排泄処理装置 (要介護4・5のみ)	次のいずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6「排便」⇒「4.全介助」 基本調査 2-1「移乗」⇒「4.全介助」

※ア-②（車いす）及びオ-③（移動用リフト）については該当する認定調査項目がないため、医師から得た医学的所見や、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、**指定居宅介護支援事業者が判断してください**。

2. 保険者による判断

基本調査結果により貸与の必要性について確認できない場合であっても、下記の i) ~ iii) のいずれかに該当する旨について、**医師の医学的な所見に基づき**、サービス担当者会議等を通じて貸与が必要であると判断された場合は、**保険者へ書面による確認依頼を行う**ことにより、保険給付の算定が可能となります。

(表2)

i) 状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
ii) 急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当することが確実に認められる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)
iii) 医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 (例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など)

※医学的な所見について

医師は、医学的見地から被保険者の状態像を確認し、日常生活を送るための助言を行うことはできますが、福祉用具の導入を決定する役割は担っていません。

そのため、導入を検討している福祉用具に関して「特殊寝台が必要」など**導入の同意を求めるのではなく**、あくまで被保険者が表2の状態像に該当していることを明確にするための根拠として、意見を得る必要があることをご留意ください。

3. 申請について

①提出書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認書
- ・医師の医学的所見を証する資料
- ・サービス担当者会議資料※居宅サービス計画書(第1表~第4表)又は介護予防サービス計画書
- ・貸与が必要な福祉用具のカタログの写し(型番・単位数等が確認できるもの)

②注意事項

- ・原則として、介護給付の算定が可能となるのは「**保険者の書類受領日以降**」です。がんによる急速な状態悪化等、やむを得ない理由により事前提出が難しい場合は、**必ず事前に町までご連絡ください**。
- ・新規申請等により、暫定で福祉用具貸与を行う場合には、認定結果が出る前に申請することが可能です。介護度が確定した後、軽度者に該当した方については確認結果を通知します。
- ・一度保険者の認定を受けている場合でも、次のいずれかに該当する場合は、再度確認申請を行う必要があります。

※1. 認定有効期間の更新・区分変更を受け、再度軽度者に該当となった場合

※2. 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき

※3. 担当の居宅介護支援事業者が変更となったとき

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る保険者への確認手順

①状態の確認

利用者から福祉用具貸与の希望があった場合、ケアマネジャー等は利用者の身体状況や生活状況を確認する。

②医師へ照会

利用者が福祉用具貸与を必要とする原因となった疾病の担当医に、利用者が i) ~ iii) の状態像に該当するか照会をする。

③サービス担当者会議の開催

②において i) ~ iii) の状態像に該当するとの所見がされた場合、ケアマネジャー等はサービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性を判断する。



Point Q



④-1 保険者へ確認依頼

③において例外給付が必要であると判断された場合、保険者へ「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請」を行う。



④-2 車いす・移動用リフト

③において必要と判断された貸与種目が「車いす・車いす付属品」又は「移動用リフト」の場合、貸与可能。
※1. 町への確認依頼は不要。
※2. 判断根拠がわかる資料を必ず保管する。
※3. 電動車いすの導入については町へ要相談。

⑤保険者確認結果の通知

④-1において提出された内容を国の定める判断基準に照らし合わせ、例外給付の要否をケアマネジャー等に通知。必要性が認められれば貸与可能。

